

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| | | | | |
|-------------|---|-------|---|-----|
| 改革項目 | 行政手続きの簡素化 | | 項目番号 | 5 - |
| 改革方針 | 諸行政手続きについて、標準処理期間の短縮化、簡素化、利便性の高い方法の採用等による見直しを行い、市民サービスの向上を図る。 | 理念 | 協働 | |
| | | | 効率 | |
| | | 目標 | 申請・届出手段の見直しに取り組み、計画的に簡素化等を実施することにより、申請等の行政手続きに係る市民の負担を軽減するとともに、行政事務の合理化・効率化を推進する。 | |
| | | 期日 | 平成16年3月(完了) | |
| 所管部・室 | 総務部 庶務法制室 | 所管室長名 | 山村 精一 | |
| 改革項目の現状と問題点 | <p>〔現状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名張市行政手続き条例に基づく審査基準及び標準処理期間により申請、届出等の処理を行っている。 ・諸手続きに押印を求めている場合が多い。 <p>〔問題点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点で、審査基準等未設定のものについて、設定に努めなければならない。 ・各種見直しについて、何を基準に簡素化を図るのか検討が必要である。 | | | |
| 改革の具体的内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請書類等への押印の見直し 実務上の必要性等を再考した上で、規則等の見直しにより対処できる押印の廃止についての洗い出しをする。 ・申請書類等の簡素化 記載事項、添付書類の省略、提出部数の縮減、提出方法の多様化など、申請書の負担軽減の観点から見直しをする。 ・許認可の標準処理期間の見直し 審査や事務処理方法の改善を図り、能率的に処理を行うことにより、より短い期間で、許認可の事務を行うことができるようにする。 | | | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| 年 度 | 15 | 16 | 17 | 18 | |
|------------------|---------------|--|--|--|--|
| 年度別 計 画 | 内 容 | <ul style="list-style-type: none"> ・押印の廃止、申請書の簡素化等について洗い出し（6月） ・条例、規則等改正（3月） | <ul style="list-style-type: none"> ・押印の廃止、申請書の簡素化等の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員の意識改革 ・適正に引き続き推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員の意識改革 |
| | 目 標 (数値等) | | | | |
| | 経費節減額 (千円) | | | | |
| 計画に 対する 成果 | 内 容 | <ul style="list-style-type: none"> ・押印の廃止、申請書の簡素化等について洗い出し（7月） ・行政手続きの簡素化説明会の開催（8月5日） ・申請等事務手続き及び押印の見直しを各室へ依頼（8月20日） ・改正案の検討（庶務法制室にて9月～） ・各室へ改正案の確認依頼 ・規則、要綱等の改正（3月） | | | |
| | 目 標 (数値等) | 押印を廃止する様式 全913件中272件 記名+押印または署名 の選択性にする様式 全913件中252件 その他の簡素化を行う 様式 79件 | | | |
| | 経費節減額 (千円) | - | | | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| | | | | |
|-------------|--|-------|---------|--|
| 改革項目 | 消耗品の削減及び一元管理 | | 項目番号 | 5 - |
| 改革方針 | 経費節減の観点から消耗品の削減を行なう。職員の意識改革、単価契約の拡充、物品購入のルール化等を行なう。今後の支出負担行為の電子決裁化にあわせ、消耗品管理の一元化を進める。 | 理念 | 協働 | |
| | | | 効率 | |
| | | 目標 | 自立 | 経費節減の観点から消耗品の削減を行なう。職員の意識改革、単価契約の拡充、物品購入のルール化等を行なう。今後の電子決裁化にあわせ、消耗品の一元化を進める。 |
| | | 期日 | 平成16年3月 | |
| 所管部・室 | 出納室 | 所管室長名 | 福永 ひろ子 | |
| 改革項目の現状と問題点 | <p>〔現状〕 事務用品等の調達については、そのほとんどが所属室から直接行なわれている。 庁用共通物品（ボールペン等）については、出納室において単価契約をした上で、調達・管理を行なっている。 各室における施行伺は、ほとんどの場合、書面によるものではなく、「口頭による」、「事後報告」のいずれかである。</p> <p>〔問題点〕 （１）所属室から直接、調達している事務用品等については、庁用共通物品類似品やいわゆる「贅沢品」を購入しているケースがある。 （２）出納室において、消耗品の発注から管理まで一元管理を行なうためには、人員等体制の整備が必要となる。 （３）施行伺を書面により行なうことで、物品等の購入内容を所属長が、事前に把握することが望ましいが、現状では、各室担当者における事務が煩雑になってしまう。</p> | | | |
| 改革の具体的内容 | <p>各室の物品購入は所属室、出納室では、庁用共通物品の購入・管理を行なう中で、以下の要領で改革方針を具体的に進めていく。 （１）職員の意識改革・物品購入のルール化 「『物を大事に使用する』という意識をもつ」ということを大前提として、物品を購入する際のマニュアル作成等、「新財務会計システム導入」との整合をはかりながら、すすめていく。 （２）単価契約の拡充 単価契約に係る希望選定品目等の全庁調査を行ない、その結果、必要に応じ、選定品目を増加させる。</p> | | | |

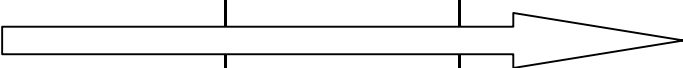
市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| 年度別 計 画 | 年 度 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|-------------------|---------------|--|---|---|--|
| | 内 容 | (1) 単価契約の見直し (7月) (2) 物品購入についてのマニュアルを作成し、購入方法をルール化する (3) 職員・所属の意識改革の徹底をはかる。 | (1) 単価契約のさらなる見直し (2) 物品購入についてのマニュアルを作成し、購入方法をルール化する (3) 職員・所属の意識改革の徹底をはかる。 (4) (2)・(3)の内容を新財務会計システム内に盛り込むために、関係室等との調整を行なう。 | (1) 単価契約のさらなる見直し (2) 物品購入についてのマニュアルを作成し、購入方法をルール化する (3) 職員・所属の意識改革の徹底をはかる。 (4) (2)・(3)の内容を新財務会計システム内に盛り込むために、関係室等との調整を行なう。 | (1) 単価契約のさらなる見直し (2) 職員・所属の意識改革の徹底による消耗品の削減推進 |
| | 目 標 (数値等) | | | | |
| 経費節減額 (千円) | | | | | |
| 計画に 対する 成 果 | 内 容 | 5月に職員を対象に単価契約品目選定に係る調査を行ない、その結果を参考に6月に同品目の選定、拡充をし、新年度契約(7月~)を行なった。 書庫整理等により発生した再利用可能なファイルを取りまとめたうえ庁内LANにより通知し、ファイルのリサイクルをはかり、消耗品購入の削減を進めた。 物品購入マニュアル(案)を作成し、行政改革評価室・生活環境室・農村整備室・建設政策室・出納室において試行し、アンケートを行なった。 | 単価契約のさらなる見直しを行なった。 書庫整理等により発生した再利用可能なファイルを取りまとめたうえ庁内LANにより通知し、ファイルのリサイクルをはかり、消耗品購入の削減を進めた。 | 単価契約物品を昨年度4種目76物品から、今年度は5種目81物品を指定。 書庫等の整理により発生した再利用可能なファイルを取りまとめて庁内に通知し、ファイルのリサイクル・リユースを実施。 | |
| | 目 標 (数値等) | | | | |
| | 経費節減額 (千円) | - | - | - | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| | | | | |
|-------------|--|-------|--|-----|
| 改革項目 | 作業服の見直し | | 項目番号 | 5 - |
| 改革方針 | 作業服、保育士服、用務員・給食調理員の作業服の定期的支給から劣化による支給への見直し等を進め需用費の削減を図る。 | | 協働 | |
| | | | 効率 | |
| | | | 自立 | |
| | | 理念 | 作業服の支給について、着用を必要とする勤務の特殊性を十分考慮したうえで、経費節減と合理化の観点から、支給の基準や方法について見直しを実施 | |
| | | 目標 | | |
| | | 期日 | 平成15年4月(完了) | |
| 所管部・室 | 総務部 研修相談室 | 所管室長名 | 高岡 秀樹 | |
| 改革項目の現状と問題点 | <p>〔現状〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 作業服については、各所属において消耗品として予算措置のもと、所属の判断により支給している。 2. 保育士服、用務員・給食調理員の作業服は、「職員被服貸与規程」に基づき一括貸与している。 <p>〔問題点〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 必要性は共通しているが、予算状況により支給内容に格差があるなど支給の基準や購入品の種類等に統一性がない。 2. 保育士服等についても、作業服としての必要性は現場業務のある室と共通しているが「職員被服貸与規程」に位置付けられている。 | | | |
| 改革の具体的内容 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 「職員被服貸与規程」で規定されている、保育士服・用務員、給食調理員の作業服については、作業服としての位置付けに変更する。 2. 次の支給基準により、出納室において単価契約をし、統一したものを支給することとする。なお、保育士・用務員・給食調理員以外は、従前どおり所属の予算によるものとする。 (支給基準) ・職務の遂行に伴い必要な作業服(防寒服、長靴等を含む)の支給については所属長の判断によるものとするが、本人が希望しない場合は支給しない。 ・再支給は、前回支給より5年を経過し、劣化及びやむを得ない理由により使用が不可能であると所属長が判断した場合のみとし、定期的な支給はしない。 ただし、ヘルメット等安全の確保を目的とするものについては、所属長の責任において装着を徹底し、耐用年数に留意して支給するものとする。 3. 支給状況把握のために、別紙「作業服支給記録表」に各自で記入し、再支給を受ける場合の購入伺いに添付して、所属長の判断を受けるものとする。記録表は異動等にかかわらず継続して各自で保管する。 上記について、「職員被服貸与規程」の改正及び「職員作業服支給要綱(仮称)」の制定で対応 | | | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| 年 度 | 15 | 16 | 17 | 18 | |
|-------------------|---------------|--|--|-------|--|
| 年度別 計 画 | 内 容 | 上記、改革の具体的内容により実施 | 15年度の実施状況を評価し、見直すべき必要性があれば支給基準を見直して運用 適正に引き続き推進 | | |
| | 目 標 (数値等) | 作業服の定期的支給から劣化による支給への見直し等による需用費の削減 | | | |
| | 経費節減額 (千円) | 850 | | | |
| | | |  | | |
| 計画に 対する 成 果 | 内 容 | ・職員被服貸与規程の一部改正 ・職員作業服支給に関する内規の制定 上記により作業服支給のルールが確立され経費の削減が図れる。 | | | |
| | 目 標 (数値等) | 作業服の定期的支給から劣化による支給への見直し等による需用費の削減 | | | |
| | 経費節減額 (千円) | 2,738 | 2,400 | 2,400 | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| | | | | |
|-------------|--|-------|---|-----|
| 改革項目 | 光熱水費の削減 | | 項目番号 | 5 - |
| 改革方針 | 市庁舎及び公共施設の冷暖房や照明等における省エネの徹底など、環境ISOの取組と併せ、光熱水費の節減を進める。 | 理念 | 協働 | |
| | | | 効率 | |
| | | 目標 | 自立 | |
| | | 理念 | 照明等の無料省エネ診断等を受診し、必要可能な範囲で予算化し、環境ISOも考慮し、光熱水費の10%削減に努める。 | |
| | | 期日 | 平成16年3月 | |
| 所管部・室 | 総務部 管財室 | 所管室長名 | 島藤 好孝 | |
| 改革項目の現状と問題点 | <p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境ISO14001を取得し、継続していく中で、電気・水道・ガスの使用料を削減するよう目標を立てて、実施しているが、庁舎の電気使用料は、個人パソコンの増加や冷暖房の空調機器の劣化により故障が頻繁に発生し、増加している。また、延長窓口や日曜窓口の実施により、光熱水費使用量は、増加傾向にある。 <p>(問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務の多様化により、一人一台のパソコン導入により電気料金が増加している。 ・空調機器の劣化故障による運転過剰により、必要以上の維持管理のための電気料金が必要になっている。 ・天候等により左右されるところがある。 ・延長窓口や日曜窓口の実施に伴い、恒常的に電気使用量が増加している。 | | | |
| 改革の具体的内容 | <p>省エネルギーの無料診断を15年度に受診し、削減方法を検討し、削減に向け予算計上して、実施する。また、省エネ対策にかかる国の補助制度等調査研究する。また、他の施設との協調を図り、ISO14001の取組を、さらに職員に周知徹底し、光熱水費の10%削減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房中のファンコイル調整をこまめに実施する。 ・昼休み中のパソコン使用の自粛 ・空調設備改修工事の年次的実施。 | | | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| 年度別 計 画 | 年 度 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|-------------------|----------------------------|--|---|---|-------------------------|
| | 内 容 | ISOの目標見直し、国の補助制度の調査研究 | (6月～) ・ISO目標の見直し・実施 (～10月) ・空調設備の改修検討 ・ESCO事業の具体策の検討 | ・ISO目標の見直し・実施 ・空調設備設計業務委託の実施 | ・ISOの電気・ガス・水道水使用量目標の見直し |
| 目 標 (数値等) | 光熱水費10%削減(本庁分14年度比2,900千円) | 光熱水費10%削減(本庁分14年度比2,900千円) | 光熱水費10%削減(本庁分14年度比2,900千円) | 本庁分光熱水費17年度比2%(約505千円)削減 | |
| 経費節減額 (千円) | (14年度比10%削減) | (14年度比10%削減) | (14年度比10%削減) | 505,000 | |
| 計画に 対する 成 果 | 内 容 | (年間) ・ISO削減目標実施状況 ガス・水道の使用量は、目標達成できるが、電気の使用量は、達成が困難な状況である。 (10月～) ・ESCO事業の検討 | ・ISO削減目標の実施状況 ガス・水道の使用量は、目標達成できるが、電気の使用量は、目標達成が困難である。 参考 庁舎光熱水費 平成14年度29,395,525円 平成15年度26,313,330円 平成16年度26,215,177円 | ・国の施策にあわせ、“クールビズ”、“ウォームビズ”を実施 ・省エネの推進にかかる庁内啓発実施 ・庁舎光熱水費は3月末現在、 H14:29,395,525円 H15:26,313,330円 H16:26,215,177円 H17:25,295,332円 差引:4,100,193円 (H14-H17) 対14年度比15.5%の減 | |
| | 目 標 (数値等) | 本庁分の光熱水費14年度比10%削減目標達成 | 本庁分の光熱水費14年度比10%削減目標達成 | 本庁分の光熱水費14年度比10%削減目標達成 | |
| | 経費節減額 (千円) | 3,113 | 3,150 | 4,100 | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| | | | | |
|-------------|---|----------|--|-----|
| 改革項目 | 公用車の一元管理・削減 | | 項目番号 | 5 - |
| 改革方針 | 公用車の管理一元化により、効率的な運用を行い、総台数の削減を図る。 | 理念 目標 | 協働 | |
| | | | 効率 | |
| | | | 自立 | |
| | | | 公用車の集中管理により台数を削減し、車両の有効利用により維持管理経費・燃料費の削減に努める。 | |
| | | 期日 | 平成16年3月 | |
| 所管部・室 | 総務部 管財室 | 所管室長名 | 島藤 好孝 | |
| 改革項目の現状と問題点 | <p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、公用車については、車両の修繕・点検・車検を管財室で集中管理しており、車両の運行管理をそれぞれの部へ配属している。各部で運行管理しているため、使用頻度の高い部署がある一方、利用の少ない部署もあるため、効率性に欠けるのが現状である。 ・平成16年3月より公用車の運行管理を特殊車両、部配属車両を除き一元管理している。 ・当初の計画より廃車、地域づくり委員会への譲渡があり、総台数の削減が進んでいる。 <p>(問題点)</p> <p>集中管理することにより</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鍵の管理について(時間外等に緊急の車両運行時の対応について) ・運行記録簿の管理・車両の日常管理・車両の清掃 ・共用車両の削減に伴い、必要時に公用車がない状況が発生する虞があり、部配属車両の見直しを検討する必要がある。 ・旅費の削減により公用車の使用機会が増え、燃料費の支出が増加している。 | | | |
| 改革の具体的内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・出先機関・特殊車両・緊急車両を除きそれ以外の車両を管財室で集中管理する。 ・スターオフィスで予約できるシステムの構築。 ・10年経過した車両を車検時に廃車し、車両の削減をする。 ・特別職用の車両は、市長車・議長車以外は、10年を目途に徐々に廃車する。 | | | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| 年 度 | 15 | 16 | 17 | 18 | |
|------------|---------------|---|---|--|----------------------------------|
| 年度別 計 画 | 内 容 | ・制度の検討構築 (8月) ・庁内周知(12月) ・制度施行(1月) | (4月～) ・制度運用の見直し改善 (年間) ・地域づくり委員会へ公用車無償譲渡の実施 | ・制度運用の見直し改善 ・地域づくり委員会へ公用車無償譲渡の実施 | ・制度運用の見直し改善 ・ <u>公用車台数の削減</u> |
| | 目 標 (数値等) | 5台削減 @1,433千円×3台 @ 874千円×2台 | 12台削減 @5,000千円×1台 @1,430千円×5台 @ 950千円×6台 | 3台削減 @950千円×3台 | <u>1台削減</u> <u>@ 950千円×1台</u> |
| | 経費節減額 (千円) | 6,047 | 17,850 | 2,850 | <u>950</u> |
| | 内 容 | (～12月) 制度の検討 (1月) 庁内検討 (3月～) 制度の試行 | ・1月までに廃車4台、地域づくり委員会へ無償譲渡6台の計10台削減完了し、年度末までに5台を廃車予定。 | ・現時点で5台を削減,1台を購入。(1台を廃車、4台を地域づくり委員会へ譲渡) ・部配属車両の共有使用推進 | |
| | 目 標 (数値等) | 4台削減 @5,000千円×1台 @1,430千円×1台 @3,000千円×1台 @ 950千円×1台 | 15台削減 @5,000千円×1台 @1,430千円×5台 @ 950千円×9台 | 4台削減 @950千円×4台 | |
| | 経費節減額 (千円) | 10,380 | 20,700 | 34,880 | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| | | | | |
|-------------|---|-------|-------|-----|
| 改革項目 | 業務委託の見直し | | 項目番号 | 5 - |
| 改革方針 | すべての業務委託について、管理仕様や発注方法の見直しを行い、徹底したコストの削減を行う。 | | 協働 | |
| | | | 効率 | |
| | | | 自立 | |
| 理念 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託見直し実施 ・電子計算業務委託発注の推進及び委託業務の適正な管理運営 ・適正な市場価格を反映した契約金額による業務委託の推進 | | | |
| 目標 | | | | |
| 期日 | 平成16年3月 | | | |
| 所管部・室 | 総務部 契約検査室 関係室 | 所管室長名 | 米森 久計 | |
| 改革項目の現状と問題点 | <p>〔現状〕</p> <p>業務委託の見直しについては、時間的な制約もあり、工事を伴う業務委託に絞り、コスト縮減策の検討を凶ってきた。数回にわたる検討会議の結果、再検討も含め見直し最終案を取りまとめる。</p> <p>電子計算業務の委託状況が把握できていないので、委託する業務内容の適否、及びその契約金額が適正な市場価格を反映したものであるのかどうかという評価ができない等の問題も含め、平成16年度以降検討していきたい。</p> <p>草刈業務委託についても、平成16年度以降検討していきたい。</p> <p>〔問題点〕</p> | | | |
| 改革の具体的内容 | <p>工事を伴う業務委託については、外部委託（アウトソーシング）を基本にし、外部発注の基準を設けるとともに、成果品の正確性、工事コスト縮減に向けた体制づくりとして、監督員の助言者を任命、また、技術促進の検討や情報の共有化を目的に、研究会議を設置するなど、職員の勤労意欲を保持しながら、コスト縮減策の検討を進めてきた。</p> <p>電子計算業務委託について全庁的な調査を行い、その委託内容、金額等について、検討資料を作成し、それに基づいてコスト縮減に向けた検討に着手する。</p> | | | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| 年度別 計 画 | 年 度 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|-------------------|---------------|---|--|---|-----------------|
| | 内 容 | 工事を伴う業務委託の見直し(12月) 新入札制度の試行<設計コンサル>(1月) 草刈業務委託の見直し(2月) | 新入札制度の本格実施 <設計コンサル>(6月) | 電算業務委託の実態調査、見直し(5~7月) 草刈業務委託の見直し(7~9月) | 電算業務委託の実態調査、見直し |
| | 目 標 (数値等) | | 工事を伴う業務委託の実施(4月~) | | |
| | 経費節減額 (千円) | | | | |
| 計画に 対する 成 果 | 内 容 | 工事を伴う業務委託の見直し 検討会議の開催(第1回~第3回) 検討会議まとめ(第4回) 【10月~2月】 | 建設コンサルタント業務に関する業務委託について、「条件付き一般競争入札」の導入と時期を合わせて、平成15年度に策定した「工事を伴う業務委託の見直しについて」に基づく発注を平成16年1月から実施しています。 | ・市庁舎の草刈業務については職員が直接実施。 ・公園等の施設について、職員・関係団体のボランティアやNPOへの委託などによる費用の削減。 | |
| | 目 標 (数値等) | | | | |
| | 経費節減額 (千円) | - | - | - | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| | | | | |
|-------------|---|-------|---------|---|
| 改革項目 | 公共工事コストの縮減 | | 項目番号 | 5 - |
| 改革方針 | 計画・設計段階での見直し、入札等工事発注の効率化、工事構成要素のコスト縮減、工事实施段階での合理化等、総合的観点からコスト縮減を実現する。 | 理念 | 協働 | |
| | | | 効率 | |
| | | 目標 | 自立 | ・コスト縮減対策を策定・実施 ・コスト意識を反映した公共工事の立案、及び設計、発注の推進 |
| | | 期日 | 平成16年3月 | |
| 所管部・室 | 建設部 建設政策室 関係室 | 所管室長名 | 杉永 光价 | |
| 改革項目の現状と問題点 | <p>〔現状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厳しい財政状況のもとで、公共工事についてもその実施方法や、限られた財源を有効に生かし、効率的な公共事業の執行について様々な指摘がなされている。 ・発注者として、公共工事の計画や設計段階でコスト意識を持った立案・設計が求められているが、指針となるべき行動計画が策定されていない。 <p>〔問題点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厳しい財政状況の中でコスト縮減に対応するため、公共工事担当部室のみならず全庁的にコスト縮減に取り組む必要がある。 ・企画、発注、施工、検査、管理等全ての段階で、コスト縮減が求められている。 ・『名張市公共工事コスト縮減対策に関する行動計画』が素案の段階で止まっており、成案化されていないため、日常業務の中では意識をもち公共工事を進めているが、ルール化された行動計画がないため結果が表せない状況にあることから、コスト意識が徹底されていない。 ・当初掲げたコスト削減率については、算出に比較用の設計書が必要となり2重の作業が生じることから、削減率は数値化せず、当面は、それに代えて「公共工事コスト縮減チェックリスト」を活用し、コスト縮減を実践していくこととした。 | | | |
| 改革の具体的内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事の企画から入札制度等あらゆる段階での見直しを実施し、全ての担当者がコスト意識をもち、市民の理解が得られるようにする。 ・素案の「名張市公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」を現在の名張市を取り巻く状況に照らして改正、補強し、計画の趣旨に沿った公共工事の設計・施工に努める。 素案の行動計画（案）を現状に照らして見直しを行い、実現可能な計画として再構築する。 行動計画（案）を成案として関係職員への周知に努める。 関係企業にも計画の趣旨について理解を求め、官民一体となって市の財源の有効活用に努める。 公共工事の受益者となる一般市民の理解を得ることに傾注し、「地元要望」の名の下に過剰な投資が行われることのないよう適正な計画、施工に努める。 | | | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| 年 度 | 15 | 16 | 17 | 18 | |
|-------------------|---------------|--|--|---|---|
| 年度別 計 画 | 内 容 | 素案である行動計画の内容を見直し、成案化する。 ・専門チームの設置 (6月) ・行動計画の策定及び公表、実施 (12月) | 計画実施 ・行動計画の公表、実施(4月) ・公共工事コスト縮減チェックリストの活用(4月~) ・公共工事コスト縮減チェックリストに基づき専門チームが設計及び施工技術の情報交換・運用検討 (7・10・1月) | 計画実施 ・行動計画の継続実施(通年)公共工事コスト縮減チェックリストの活用(通年) ・作業部会による新行動計画の検討(4~10月) ・専門チームによる新行動計画の検討(6・8・10~12月) ・技術職員による情報交換会(5・7・9・11・1月) | 計画の見直し ・ <u>新行動計画策定に向けての現状の分析</u> ・ <u>チェックリストの検証</u> <u>計画実施</u> ・ <u>行動計画の継続実施(通年)公共工事コスト縮減チェックリストの活用(通年)</u> ・ <u>技術職員による情報交換会(随時)</u> <u>整備指標の試行</u> ・ <u>整備指標を活用し、事業の優先順位を付け実施する。</u> <u>本年度は、指標内容を検証するため試行とする。(19年より稼働)</u> |
| | 目 標 (数値等) | 工事コスト全体の5%を削減をする(対14年度比較) | 数値目標に代る目標の検討 | 数値目標に代る目標の設定 | <u>新行動計画策定に向けて現状の分析</u> |
| | 経費節減額 (千円) | | | | |
| 計画に 対する 成 果 | 内 容 | ・専門チームの設置(6月) ・行動計画の策定(3月) ・個別事業コスト縮減 | ・行動計画の公表、実施(4月1日付周知し実施開始) ・公共コストチェックリストの活用(4月から運用開始) ・専門チームの情報交換・運用検討会の実施(3回実施(7・9・1月・2月)) ・技術職員情報交換会(11月・2月) ・数値目標に代る目標の検討(専門チームで継続検討中) | ・行動計画に沿ったコスト縮減対策を継続。 ・コスト削減に向けた技術面の情報交換による職員の意識向上。 ・適正な計画、施工にむけた「名張市道路整備指標」を策定。 | |
| | 目 標 (数値等) | | | | |
| | 経費節減額 (千円) | 4,000 | | | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| | | | | |
|-----------------|---|----------|--------------------------------------|-----|
| 改革項目 | 施設管理コスト見直し | | 項目番号 | 5 - |
| 改革方針 | 管理仕様、発注方法の見直しを行い、徹底したコストの削減を行う。 | 理念 目標 | 協働 | |
| | | | 効率 | |
| | | | 自立 | |
| | | | ・コスト削減実施 ・必要最少限度の業務の適正な価格による委託発注。 | |
| | | 期日 | 平成16年3月 (一部15年4月) | |
| 所管部・室 | 総務部 契約検査室 関係室 | 所管室長名 | 米森 久計 | |
| 改革項目の 現状と問題点 | <p>〔現状〕</p> <p>施設管理業務について、その積算根拠があいまいであったり、過去からの積算基準・根拠をそのまま踏襲している。 (例：汚水処理施設管理業務委託ほか)</p> <p>設計額の算定に際して、もっぱら請負業者の見積額に頼ることが一般的となっており、実勢価格に基づいた契約金額であるかどうかの確認がない。 (例：エレベータの保守点検業務委託、空調・消防設備等の保守点検業務委託など)</p> <p>委託する業務内容について抜本的な見直しが行われずに前年踏襲している。 (平成15年度の年度当初委託の発注については、『名張市財政健全化緊急対策』により、大規模施設(市庁舎、図書館ほか)の管理業務委託内容を見直し、大幅な経費削減を達成した。今後は、市が経費を負担する全ての施設について、こうした見直しを各所管室が自発的かつ積極的に行う必要がある。)</p> <p>〔問題点〕</p> <p>施設管理委託の業務内容が適切であるのかどうか、その委託金額が市場の実勢価格を反映したものであるのかどうかを評価し、委託業務の内容を見直し、必要最小限度の管理業務を適正な価格で委託発注するといったコスト意識が求められる。</p> | | | |
| 改革の具体的内容 | 委託業務内容の見直し 必要最小限度の範囲で委託発注する。 設計金額積算方法、根拠の見直し 実勢価格を反映した設計に努める。 | | | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| 年度別 計 画 | 年 度 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|-------------------|---------------|--|---|--|---------------------------|
| | 内 容 | 年間業務委託について、平成16年度の発注に向けた抜本的な見直しを行う。 見直し結果に基づき、業務委託の発注に関するガイドラインを設定する。 (2月) | 汚水処理施設管理業務について、15年度に継続検討事項となっている「契約事務の輪番制の見直し」を行う。見直しの対象施設(業務委託物件)を「空調・消防設備の保守点検」、「施設清掃業務委託」などにも広げ、施設管理コストの包括的な削減を図る。各業務委託物件の発注についてガイドラインを策定する。 | 施設管理コストにかかる情報の収集 ガイドラインの作成 消防施設の保守点検等、施設管理コストの包括的な削減 | ・消防施設の保守点検等、施設管理コストの新たな削減 |
| 目 標 (数値等) | | | | | |
| 経費節減額 (千円) | | | (平成16年度汚水処理施設の契約に係る前年度契約との比較増減) 5,190千円 (前年度比:18.1%減) | | |
| 計画に 対する 成 果 | 内 容 | 施設管理の見直しについて、各施設予算担当者の会議を3回開催し、平成16年度の発注に向けた見直しを検討したが、一新プログラムの対象とする「施設」が広範に亘ることから、平成15年度については、「汚水処理施設管理」の業務委託に絞って検討することとした。 汚水処理施設管理業務について、過去からの踏襲と契約事務の持ち回りによってあいまいになっていた積算根拠を見直す検討会議を開催し、現在の情勢に適合した積算根拠を作成し次年度の発注に反映した。 | 汚水処理施設管理業務委託の新年度契約に関わって、積算上の問題点が提出され、今までの輪番制に則って、本年度担当者から次年度担当者へ引継ぎを行った時に、更に、見直しを行い、次年度積算に反映させた。 | ・消防施設の維持管理や庁外施設の光熱水費等、コスト見直しの方策の検討。 ・大規模施設(市庁舎、図書館他)の管理業務委託経費削減の継続実施。 | |
| | 目 標 (数値等) | | | | |
| | 経費節減額 (千円) | | | 5,190 | 7,218 |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| | | | | |
|-------------|---|----------|--|-----|
| 改革項目 | 入札契約制度の見直し | | 項目番号 | 5 - |
| 改革方針 | 入札契約事務手続きの簡素化及び効率化を図るとともに、制度の公平・公正性を高め、それによる発注者、受注者の双方にメリットのある電子入札等の入札契約の方式を構築する。 また、制度の透明性を高めるため、ホームページ等を活用した情報公開を推進する。 | 理念 目標 | 協働 | |
| | | | 効率 | |
| | | 自立 | | |
| | | | ・新しい入札制度の導入により、健全な競争の下で、適正な入札を確保する。 ・制度改革による公共工事コストの削減を進める。 | |
| | | 期日 | 平成16年3月 | |
| 所管部・室 | 総務部 契約検査室 関係室 | 所管室長名 | 米森 久計 | |
| 改革項目の現状と問題点 | <p>〔現状〕 平成13年2月16日施行の『公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律』に基づき、入札・契約制度の適正化、入札事務の透明性の確保、公正な競争の促進、談合等不正の排除を目的として、指名競争入札に代えて、平成16年1月から試行的に条件付き一般競争入札を導入している。</p> <p>〔問題点〕 工事着手後の施工体制の確保が徹底されておらず、下請関係の把握（丸投げのチェック）が不十分である。【施工体制の整備】 業者からの申請による入札参加となるため、物件によっては参加業者が3者に満たず、入札執行の適正が確保出来なくなる場合もある。【再入札、随意契約への切り替え】</p> | | | |
| 改革の具体的内容 | <p>透明性・公正性を高める制度改革 等 ・ 入札情報の積極的公開 ・ 情報提供手段の拡充 ・ 現場配置技術者の条件整備 ・ 契約締結時の事務手続き</p> <p>入札予定、入札結果、入札制度、入札参加基準 インターネットの活用 兼任制限、営業所専任技術者 3ヶ月以上の雇用、コリンズ</p> <p>適正な施工体制の確保 ・ 検査体制の強化 ・ 現場管理体制の整備</p> <p>電子入札システムの運用</p> | | | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| 年 度 | 15 | 16 | 17 | 18 | |
|-------------------|---------------|---|---|--|--|
| 年度別 計 画 | 内 容 | <p>新・入札制度を試行する。 (対象分野：建設工事・設計コンサル及び物品)</p> | <p>新入札制度の見直し (～6月本実施迄) 〔具体的内容〕 ・談合マニュアルの整備 ・HPの見直し</p> <p>(6月～12月迄) 〔具体的内容〕 ・施工体制の整備 ・格付け条件の見直し ・入札の手引き作成</p> | <p>現場配置技術者の条件整備 ・兼任制限について ・営業所専任技術者について</p> <p>契約締結時の事務手続き ・3ヶ月以上の雇用について ・コリンズについて</p> <p>「電子入札システム」の運用に向けての検討</p> | <p>・「電子入札システム」の運用に向けての検討 ・設計審査を充実させるため、設計審査委員会の設置 ・<u>工事や設計委託に関する随意契約状況調査の実施</u></p> |
| | 目 標 (数値等) | <p>試行開始 (16年1月実施)</p> | <p>本実施 (16年6月)</p> | <p>実施日 及び (6月1日) (4月～)</p> | <p>・<u>設計審査委員会の設置</u> ・<u>随意契約状況調査の実施</u></p> |
| | 経費節減額 (千円) | <p>単年度 24,000</p> | <p>単年度 144,000</p> | | |
| 計画に 対する 成 果 | 内 容 | <p>・新入札制度改革についての具体的な検討開始 (8月) ・庁内検討・庁議・議会審議 (9月～) ・松阪市視察 (9月) ・庁内事務説明会 (11月) ・業者説明会 (11月) ・HP掲載打合せ (10月～12月) ・新入札制度の見直し (3月～)</p> | <p>制度内容の見直しについては、議会に関わる内容と事務的に処理が可能な内容とに分けて現在検討中であるが、12月中に議会・業者代表・庁議へ報告し、平成17年1月から「改正運用基準」を適用する。(一部は平成17年6月1日から適用)</p> | <p>・県と県内市町のワーキンググループに参加し、電子入札の導入について検討。 ・条件付一般競争入札を継続して実施。 ・設計審査を充実させるため、設計審査委員会の設置にむけて庁内で検討。</p> | |
| | 目 標 (数値等) | <p>16年1月実施</p> | | | |
| | 経費節減額 (千円) | <p>4,904 (平成16年1月・2月)</p> | <p>106,500</p> | <p>59,653</p> | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| | | | | |
|-------------|--|-------|----------------|-----|
| 改革項目 | 補助・交付金の見直し | | 項目番号 | 5 - |
| 改革方針 | 補助・交付金について、公益性や事業効果の観点から、対象事業や対象項目の見直しを行う。特に個々の事務事業を削減するのではなく、特定の政策意図をもった事務事業に再編成し、地域予算制度等市民管理への移行を目指し、実効性ある市民参加を生み出す。 | 理念 | 協働 | |
| | | | 効率 | |
| | | 目標 | 補助・交付金の交付方法の再編 | |
| | | 期日 | 平成15年4月 | |
| 所管部・室 | 企画財政部 企画財政政策室 企画財政部 財政室 | 所管室長名 | 東川 元信 中野 伸宏 | |
| 改革項目の現状と問題点 | <p>〔現状〕平成14年度の補助金は、運営補助金・事業補助金・扶助的補助金・債務負担補助金で、約5億9千万円の予算計上となっており、特定の団体への受益の偏りや過保護の行政サービスが起こっている。</p> <p>〔問題点〕補助金は、特定の事業、研究等を育成、助成、奨励するために、地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に、必要な限度内において効率的かつ合理的に支出されるものであるが、社会情勢や行政需要が大きく変化する中で、その補助効果及び公益性、制度の適正さ等の観点から、統一的な見直しを行い、整理合理化を図る。</p> | | | |
| 改革の具体的内容 | 地域予算へ移行できる補助金を検討する一方、補助金等を交付する事務事業の公表や整理合理化の手法を検討し、より施策効果が上がる交付制度に再編していく。 | | | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| 年 度 | 15 | 16 | 17 | 18 | |
|-------------------|---------------|---|---|--|---|
| 年度別 計 画 | 内 容 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域予算制度の創設 ・予算編成時の補助金カット | <ul style="list-style-type: none"> ・地域予算制度等市民管理への移行 ・ゼロベースでの見直し ・使途・効果の再検討 ・廃止・統合・メニユー化 ・評価制度と連動を図り、予算に反映させる。(4月～) | 継続実施 <ul style="list-style-type: none"> ・地域予算制度等市民管理への移行 ・ゼロベースでの見直し ・使途・効果の再検討 ・廃止・統合・メニユー化 ・評価制度と連動を図り、予算に反映させる。(10月～) | <ul style="list-style-type: none"> ・補助金・交付金制度の見直し方針の策定 ・地域予算制度等市民管理への移行 ・ゼロベースでの見直し ・使途・効果の再検討 ・廃止・統合・メニユー化 ・19年度予算への反映 |
| | 目 標 (数値等) | - | <ul style="list-style-type: none"> ・団体等の自立 ・早期の事業効果の発揮 ・補助金の既得権益化の排除 | 左記に同じ | <ul style="list-style-type: none"> ・補助金・交付金制度の見直し方針の策定 |
| | 経費節減額 (千円) | 約68,000 | 約10,000 | | |
| 計画に 対する 成 果 | 内 容 | ゆめづくり地域交付金（地域予算）の予算計上〔H15当初予算〕50,000千円 H14年度現計予算 351,158 H15年度当初予算 283,308 前年度当初予算額の 10% | <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の見直しについて関係室で協議（8月、10月） ・企画財政部が中心となって補助金制度見直しを再検討(2月) 主担当室 企画財政政策室に変更 | <ul style="list-style-type: none"> ・公益性や制度の適正化等の観点から補助金の抜本的な見直しを検討。 ・19年度予算編成に反映できるよう検討推進。 | |
| | 目 標 (数値等) | - | - | - | |
| | 経費節減額 (千円) | 約70,000 | - | - | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| | | | | |
|-------------|--|-------|--|-----|
| 改革項目 | 小学校の統廃合 | | 項目番号 | 5 - |
| 改革方針 | 適正な学級数や児童数の減少を考慮しながら、統廃合を含む校区の再編成を長期的な見地から検討する。小規模複式校については、当面は児童数の確保を目的に「小規模特認校制度」を実施し、 <u>平成18年度</u> に当該制度の効果を検証する。 | 理念 | 協働 | |
| | | | 効率 | |
| | | 目標 | <u>平成18年度に特認校制度の検証、さらに、長期的な見地から必要に応じて統廃合を含む校区の再編成を検討</u> | |
| | | 期日 | 平成19年3月 | |
| 所管部・室 | 教育委員会 学務管理室 教育委員会 学校教育室 | 所管室長名 | 関元 僚 藤本 幸生 | |
| 改革項目の現状と問題点 | <p>〔現状〕 国津小・長瀬小・滝之原小の3校は、豊かな歴史に育まれ、恵まれた自然環境を生かして、少人数教育の良さを「特色ある学校」という形で積極的にアピールし、学校を核とした地域教育活動が実践されてきている。</p> <p>しかし、年々過疎化が進むと共に少子化が相乗する中、現在複式学級が編制され、「わたりの授業」や「A B年度方式による授業」などに取り組んでいる。平成15年度からは、特認校制度を導入し、滝之原小は28名（特認7名を含む）、<u>長瀬小は18名（特認1名を含む）、国津小は25名（特認4名を含む）と12名の制度利用者をむかえ、前年度と比べて利用者は7名増と成果がみられた。</u></p> <p>しかし、その後も<u>全体として児童数の減少傾向が見られるため長期的、総合的な検討が必要である。</u></p> <p>〔問題点〕 国津小・長瀬小・滝之原小の3校は、複式学級が編制され、特認校制度が導入されているが、将来、欠学年が生じたり、一学年1～3名という状況も予想されるなかで、複式の授業にも限界があると考えられる。</p> <p>地域における学校の歴史的意義や文化的意義を十分配慮しながら、適正な学級数、児童数を考慮し、長期的・総合的な観点から、校区の再編成を検討する必要がある。</p> | | | |
| 改革の具体的内容 | <p>市教育委員会としては、校区の再編成や学校の統廃合は、長期的・総合的な視点にたって判断していかなければならない。</p> <p>教育面では、多人数同一年齢学級により切磋琢磨をすることでの豊かな学習の推進や、多様な児童への多人数教員の対応などは教育の今日的課題でも有り、高い教育効果が期待されることや、少人数であることで一人ひとりの個性と能力に合わせたきめ細かな指導が可能となることと複式学級における教育活動の限界も考えられることから、それぞれの利点を慎重に見極めながら児童が真に大切にされる教育環境をつくっていかなければならない。</p> <p>さらに、文化的・歴史的な側面では、学校は地域のコミュニティーとしての中核的な役割を担うものであり、歴史的意義も大きいため、<u>平成15・16年度に小規模特認校制を試行、さらに、17年度・18年度まで試行を延長する中、地域住民の意見も充分踏まえながら、学識経験者等を入れた校区検討委員会を設置し、今後の方向性について慎重に検討を進める。</u></p> | | | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| | 年 度 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|-------------------|---------------|---|--|--|--|
| | 年度別 計 画 | 内 容 | <ul style="list-style-type: none"> ・小規模特認校制度の実施。 ・市民への案内(H15,1月広報及びパンフで) ・平成15年度当初国津小3名 滝之原小2名 長瀬小0名でスタート。 ・平成16年度募集(H15,12月広報で) | 小規模特認校制度を本格実施するの か、試行の延長を するのか、或は中 止するのかを、平 成15・16年度の 経過及び今後の見 通しをみて判断す る。(1学期末ま で) | 平成17・18年度 の2年間の試行 を継続する。さ らに、並行し て、これまでの 成果を踏まえ、 学校区検討委員 会等の設置を検 討する。(1学 期) |
| 目 標 (数値等) | | 次年度特認校制度 による受入目標 国津小3名 長瀬小3名 滝之原小3名 | 1つの学年が最少 でも4~5名(少集 団学習の一般的人 数)在籍すること を判断基準とす る。 | 1つの学年が最少 でも4~5名 (少集団学習の 一般的人数)在 籍することを目 標とする。 | |
| 経費節減額 (千円) | | | | | |
| 計画に 対する 成 果 | 内 容 | <p>国津小学校1年生 に1名転入により 複式学級が解消さ れた。滝之原小学 校年度途中2名の 増。転入により男 女のバランスもと れ関わりも広がっ た。地域と学校が 一体となった活動 がなされている。</p> | <p>地域を含めた試行校の努 力の甲斐あって、本制度が 周知され、その意義に賛同 し、制度を利用する者も増 え、現段階では、成果は上 がっていると考え。ただ し、転入児童数について は、2年間にわたって増え ているが、教育成果をみる には時間が短く、もう少し 継続して見ていく必要があ る。</p> <p>平成16年6月の定例教育 委員会にて、平成17年度 以降2年間の試行継続を決 定し、周知した。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・小規模特認校 制度の試行を継 続。(国津小4 名、長瀬小1 名、滝之原小7 名) ・教育委員会内 で、学校区検討 委員会設置準 備。 | |
| | 目 標 (数値等) | 平成15年度特認校 制度受け入れ児童 数 国津小3名 長瀬小0名 滝之原小4名 | 平成16年度特認校 制度受け入れ児童 数 国津小7名 長瀬小1名 滝之原小5名 | 平成17年度特認 校制度受け入れ 児童数 国津小4名 長瀬小1名 滝之原小7名 | |
| | 経費節減額 (千円) | - | - | - | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| | | | | |
|-------------|---|-------|---------------|-----|
| 改革項目 | 幼稚園改革 | | 項目番号 | 5 - |
| 改革方針 | 幼稚園の定員割れと保育所の入所希望増の現状から、公立幼稚園2園と公立保育所の一元化等による改革を実現する。 これにより、多様な教育と保育ニーズに応え、幼稚園・保育所運営の改革を図る。 | | 協働 | |
| | | | 効率 | |
| | | | 自立 | |
| 理念 | 幼稚園の定員割れと保育所の入所増の現状から幼保施設の一元化等の実現 | | 目標 | |
| 期日 | | | 平成16年3月 | |
| 所管部・室 | 教育委員会 学務管理室 健康福祉部 子育て支援室 | 所管室長名 | 関元 僚 栢本 昌展 | |
| 改革項目の現状と問題点 | <p>〔現状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名張市の公立幼稚園は、名張幼稚園（127/210）と桔梗南幼稚園（96/140）であるが、ともに定員に対する入園率は60%を超えている。一方、市立保育所では、入所希望者が増え遊戯室を保育室に転用するなどして定員を増やしている現状である。 <p>〔問題点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の幼稚園の施設を保育所に転用するには、保育所施設に義務づけられている給食や乳児設備などの整備が必要であり、幼稚園の保育所化には課題が多い。 | | | |
| 改革の具体的内容 | <p><u>就学前教育と保育、幼稚園と保育所の今後のあり方を検討し、それを基に次のような幼稚園・保育所改革を実施する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成10年3月に出された国の通知「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」により、相互に共有することが可能となったことから、幼稚園の空室を保育所の分園として施設の有効利用を図っている。 ・公立幼稚園には一定のニーズがあるので、公立と私立の役割分担を踏まえ、預かり保育の実施などを実施して入園児童の増加を図る。 ・就学前教育・保育を一体として捉えた「認定こども園（仮称）」の制度の検討。 | | | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| 年 度 | 15 | 16 | 17 | 18 | |
|-------------------|---------------|--|--|---|---|
| 年度別 計 画 | 内 容 | <p>関係部門協議（6月～10月） 市政一新委員会・本部等で基本方針検討（11月） 基本方針の決定（12月） 具体的課題の検討（1月～3月）</p> | <p>・幼稚園2園の定員の改定検討 ・幼稚園一本化の検討</p> <p>・5月 検討委員委嘱 6・8・10・12月 検討会 ・2月 検討結果報告</p> | <p>「幼保一元化」についての庁内検討会を設置して、幼稚園、保育所のあり方や「総合施設」などについて検討する。</p> | <p>・学識検討者等で構成する就学前教育・保育にかかる検討委員会を設置し、幼保一元化を含む就学前教育と保育のあり方を検討。</p> |
| | 目 標 (数値等) | <p>幼稚園の一室を保育所として活用（16年4月実施）</p> | | <p>幼保一元化検討委員会の設置</p> | <p>幼保一元化検討委員会（学識経験者等により構成）の設置</p> |
| | 経費節減額 (千円) | | | | |
| 計画に 対する 成 果 | 内 容 | <p>専門チームの設置（5月） 実施幼稚園の選定（11月） 保護者等への説明4回（12～2月） 施設整備（3月）</p> | <p>教育委員会内部での検討し、一定の論点整理を行っている。 福祉部局を含めた庁内検討会の立ち上げが遅れている。</p> | <p>・共同利用の実施（名張幼稚園で、空き教室を利用して昭和保育所待機児童を受入れ8名） ・庁内検討会を設置（5月）、会議開催（5・6・7・8・11・12・2・3月） ・先進地視察実施（いなべ市、東員町：7月、掛川市：11月）</p> | |
| | 目 標 (数値等) | <p>名張幼稚園の図書室を昭和保育所の分園として共同利用することになり、1～2歳児約10名程度の待機児童の解消が図れた。</p> | | <p>・「就学前教育・保育に関する検討会」を設置（5月） ・共同利用の実施</p> | |
| | 経費節減額 (千円) | - | - | - | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| | | | | |
|-----------------|--|----------|--|-----|
| 改革項目 | 附属機関の見直し | | 項目番号 | 5 - |
| 改革方針 | 行政事務遂行上必要な調査、審査、調停等を行う審議会、協議会、などの附属機関について、設置の必要性、委員構成や選出方法の見直しなどを進めるとともに、市民の意見反映の推進を図る。 | 理念 目標 | 協働 | |
| | | | 効率 | |
| | | 自立 | | |
| | | | 業務の効率化と協働の行政を進める観点から、公募制を導入するなど、多様な人々の行政への参画と役割分担により、民意の反映を推進する。 | |
| | | 期日 | 平成19年3月 | |
| 所管部・室 | 行政改革評価室 関係室 | 所管室長名 | 岩本 信博 | |
| 改革項目の 現状と問題点 | <p>〔現状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定や任意の審議会、協議会等の構成員のなかで、充て職（代理出席・長期就任・重複就任）で就任されている。 ・設置目的が達成されたもの、社会情勢の変化により必要性が低下した審議会や協議会がある。 <p>〔問題点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置されてから人数や構成委員の見直しが行われていない。 ・構成員の公募制を導入するなど、広く市民の意見を市政に反映できる体制を整備しなければならない。 | | | |
| 改革の具体的内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・設置目的の趣旨に沿って活動するよう審議会等の活性化を図るとともに、設置目的が類似しているもの、社会経済情勢の変化等により存続の必要性が低下しているものなどについて、整理、統合、廃止を検討する。 ・審議の活性化と効率化を図るため必要最低限とし、幅広い年齢層から委員を選任し、広く人材の登用を図る。 ・男女共同参画の観点からも、女性委員の登用率向上を図る。 ・審議会等の設置・運営に関する判断基準を設ける。 | | | |

市政一新プログラム 改革項目実施計画表

| 年度別 計 画 | 年 度 | 15 | 16 | 17 | 18 |
|-------------------|------------------|---|--|--|--|
| | 内 容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会や協議会の現状調査(8月) ・ 組織の見直しと判断基準の整備(12月) ・ 審議会や協議会の設置要綱や根拠規定の整備(2月) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会や協議会の現状調査(6月) ・ 組織の見直しと判断基準の整備(9月) ・ 審議会や協議会の設置要綱や根拠規定の整備(12月) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 見直しの基準整備 ・ 委員等の報酬の見直し ・ 設置根拠等の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>検討委員会での議論を踏まえ、広く市民の意見を反映する体制を整備するための一定の判定基準を策定し、長期在任や同一重複選任の制限、女性委員や公募委員の登用率の向上、報酬の見直し等、総合的に見直しを実施。</u> |
| 目 標 (数値等) | 組織や業務内容の抜本的再編を図る | 組織や業務内容の抜本的再編を図る | 附属機関全般について見直しを図る | 附属機関全般について見直しを図る。 | |
| 経費節減額 (千円) | - | - | 4,000 | - | |
| 計画に 対する 成 果 | 内 容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会や協議会の現状把握(8月) | <ul style="list-style-type: none"> 8月 一新委員会付議 9月 附属機関現状調査 10月 附属機関のあり方検討 1月 附属機関の委員報酬の見直し検討 1~2月 一新委員会・本部付議 2月 重要施策調査特別委員会付議 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 附属機関の現状調査(8月) ・ 庁内に附属機関の見直し検討委員会を設置し、委員の選任方法や任期、男女の構成比率、公募委員の比率、同一人の重複選任の制限、報酬等について、総合的に見直しを検討。 | |
| | 目 標 (数値等) | 現状の調査のみで、見直しと判断基準の整備については実施できず。 | 附属機関の現状調査を行い、まずは報酬のあり方について見直しを行った。来年度、全体的な附属機関のあり方について見直しを行う。 | 附属機関の現状調査を再度行うとともに、庁内で検討委員会を立ち上げ、報酬のみならず委員の選任や任期、男女の構成比、公募制度導入などについて検討を実施。これらの議論を踏まえて、策定する判断基準に基づいた見直しを来年度実施する。 | |
| | 経費節減額 (千円) | - | - | - | |